

境港市共同募金委員会助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、境港市共同募金委員会（以下「本会」という。）が共同募金の財源をもとに、ボランティア団体や福祉団体等を支援するため、本会が行う助成の基準や手続きについて定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成の対象とするのは、境港市内に活動の拠点を置き、境港市内で地域活動や福祉活動を行う社会福祉法人や、特定非営利活動法人等の地域団体及び福祉施設・団体やボランティア団体で、次の事項に合致する団体とする。

- (1) 共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進できること。
- (2) 法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること。
- (3) その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと。
- (4) 活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できること。
- (5) 活動計画、予算、決算等が整備されていること。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、社会福祉法に規定する事業及び更生保護事業法に規定する事業並びにその他の社会福祉を目的とする事業で、本会が必要又は効果が高いと認める事業とする。

- 2 助成の対象となる事業は、申請した翌年度に実施する事業とする。ただし、歳末たすけあい事業にあつては、申請した年度に実施する事業とする。

(助成対象の欠格要件)

第4条 次の事業は、助成の対象としない。

- (1) 構成員の互助共済のみを目的とするもの。
- (2) 営利活動や、政治、宗教、組合等の運動として行うもの。
- (3) 国又は地方公共団体が設置又は経営し、その責任に属するものとみなされるもの。
- (4) 借入金の返済及び負債整理の補償となるもの。
- (5) 経営の基盤、管理が不十分で地域住民から信頼されていない者が行うもの。
- (6) 当年度において助成金と重複する寄付金の公募を実施、又はしようとするもの。

- (7) 他の財源をもって実施することが適当と認められるもの。
- (8) 助成による効果が期待できないもの。
- (9) 介護保険事業または障がい者総合支援事業として行われるもの。
- (10) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行う団体若しくはこれらと密接な関係を有する団体が行うもの。
- (11) その他、本会において適当と認められないもの。

(助成の種類)

第5条 この事業の対象となる助成の種類は次のとおりとし、詳細（助成基準）については別に定める。

(1) 地域福祉活動事業助成

A 地区住民組織等

市内の地区住民組織・団体等が取り組む地域福祉活動事業に対する助成。

B 福祉団体

市内の福祉活動を行う団体が取り組む事業に対する助成。

(2) NPO・ボランティア団体福祉活動助成

NPO・ボランティア団体が行う、地域福祉の推進のための先駆的・開拓的な非営利活動事業に対する助成。

(3) 民間社会福祉施設助成

市内のみに事業所を有する社会福祉法に規定する第1種・第2種社会福祉事業並びに更生保護事業法に規定する更生保護事業等を行う団体が、施設機能の充実強化や利用者の処遇向上を図るために行う、施設、設備、備品等の整備事業に対する助成。

(4) 社会福祉協議会事業助成

境港市社会福祉協議会が地域福祉活動計画等に基づいて実施する、地域福祉活動事業、及び地区社会福祉協議会に対する助成。

(5) 地域歳末たすけあい事業助成

歳末たすけあい運動の趣旨に基づく事業。年末年始に取り組む地域福祉推進のための事業で、年度内に完了する事業に対する助成。

(対象経費)

第6条 助成において対象となる経費については、事業を実施するにあたり直接必要なものを対象とする。

(助成申請)

第7条 共同募金の助成を受けようとするものは、定められた期間内に、別に定める助成申請書に必要な書類を添付し、提出するものとする。

(助成の決定)

第8条 助成申請者への助成の決定は、翌年度、鳥取県共同募金会から本会へ地域助成額の決定後、審査委員会で審査し「助成決定通知書」により、通知するものとする。

(助成事業の内容の変更)

第9条 助成申請者は、助成申請書提出後、やむを得ない事情により、事業の内容又は経費の変更が生じた場合は、別に定める変更申請書によりすみやかに変更の手続きを行わなければならない。

2 助成申請者は、助成決定後、やむを得ない事情により、事業の内容又は事業費（総事業費の20パーセント以上）の変更、及び助成額の変更が生じた場合は、すみやかに、別に定める変更申請書を本会を経由して鳥取県共同募金会に提出し、承認を得なければならない。

(助成金の交付)

第10条 助成金は、助成決定後、助成申請者の請求により交付することとする。ただし、施設整備にかかる事業（備品等の器材）については事業完了後に交付する。

2 助成申請者は、第1項による助成金を受けようとする時は、別に定める助成金請求書に助成決定通知書の写しを添え、本会に提出しなければならない。

3 本会は、前項による助成金請求書を受理した場合は、その内容を確認のうえ助成金を交付する。

(事業完了報告)

第11条 助成申請者は、助成事業完了後直ちに別に定める報告書に領収書を添付し、本会へ提出しなければならない。

2 本会は、必要があると認める場合は、助成事業に係る諸帳簿その他物件について、調査を行う事ができるものとする。

(助成事業の監査)

第12条 本会は、助成申請者及び助成申請事業に対して、助成の使途に係る範囲で、監査を行うことができる。

2 助成申請者は、本会が要求するときは必要な記録及び諸帳簿を呈示し、監査を拒むことはできない。

(助成決定の取り消し及び助成金の返還)

第13条 助成申請者が次に該当する場合は、助成決定を取り消し、あるいは助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 経営状況、経理状況がきわめて不良と認めた場合。

(2) 助成決定後、事業の一部又は全部を実施しなかった場合。

(3) 事業を実施する見込みがないもの。

(4) 事業の実施にあたり、本会が改善を求めた事柄についてその努力をしないもの。また、改善の見込みがないと認められるもの。

(5) 本会の承認を得ずに、事業内容を変更し実施した場合。

(6) その他、本会が不相当と認めた場合。

(助成物件の管理、明示と広報)

第14条 助成事業により取得した物件の管理期間は、助成事業の完了の日の属する年度の終了後、5年間とする。

2 助成申請者は、助成物件に共同募金の助成金によってなされたものであることを表示するとともに、住民等に対して助成金の助成及び助成事業について広報に努めなければならない。

(関係書類の整備)

第15条 助成申請者は、助成事業等に係る経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を整備し、これらの書類等を当該助成事業が完了の日の属する年度の終了後、5年間保存しておかななければならない。

(個人情報の保護)

第16条 本会は個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、保有する個人情報を適正に取扱う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年 6月27日から施行する。